別表第1

障害者等日常生活用具一覧表

種目	吉有等日常生活 <i>)</i> 	対象者	性能	耐用年数	基準額
① 介	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障	腕、脚等の訓練のでき	8年	154,000円
護	14/21/22	害2級以上の身体障	る器具を付帯し、原則		2 2 3, 2 2 3 1
•		害者	として使用者の頭部及		
訓			び脚分の傾斜角度を個		
練			別に調整できる機能を		
支			有するもの。		
援	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障	失禁等による汚染又は	5年	19,600円
用	1074 () 1	1	消耗を防止できる機能	3 +	13, 00011
具具		常時介護を要する	を有するもの。		
六		(市時月 護を安りる 者に限る)		F F	7.7. 0.00
			床ずれによる褥瘡等を	5年	77,000円
		2 下肢又は体幹機能障	防止できる機能を有す		
		害 2 級以上の身体障	るもの。		
		害児であって、原則と			
		して3歳以上の者			
		3 重度又は最重度の知			
		的障害児・者であって			
		原則として3歳以上			
		の者			
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障	尿が自動的に吸引され	5年	67,000円
		害1級の身体障害者	るもので、障害者等・		
		(常時介護を要する	介護者等が容易に使用		
		者に限る)	し得るもの。		
		2 下肢又は体幹機能障			
		害1級の身体障害児			
		であって、原則として			
		学齢児以上の者(常時			

	介護を要する者に限			
	る)			
入浴担架	1 下肢又は体幹機能障	障害者等を担架に乗せ	5年	82,400円
	害2級以上の身体障	たままリフト装置によ		
	害者(入浴に当たっ	り入浴させるもの。		
	て、家族等他人の介助			
	を要する者に限る)			
	2 下肢又は体幹機能障			
	害2級以上の身体障			
	害児であって、原則と			
	して3歳以上の者(入			
	浴に当たって、家族等			
	他人の介助を要する			
	者に限る)			
体位変換器	1 下肢又は体幹機能障	介護者が障害者等の体	5年	15,000円
	害2級以上(下着交換	位を変換させるのに容		
	等に当たって家族等	易に使用し得るもの。		
	他人の介助を要する			
	者に限る)			
	2 下肢又は体幹機能障			
	害2級以上の身体障			
	害児であって、原則と			
	して学齢児以上の者			
	(下着交換等に当た			
	って家族等他人の介			
	助を要する者に限る)			
移動用リフ	1 下肢又は体幹機能障	介護者が重度身体障害	4年	159,000円
۲	害2級以上の身体障	者等を移動させるに当		
	害者	たって容易に使用し得		

		2 下肢又は体幹機能障	るもの。		
		害2級以上の身体障	ただし、天井走行型そ		
		害児であって、原則と	の他住宅改修を伴うも		
		して3歳以上の者	のを除く。		
	訓練用ベッ	1 下肢又は体幹機能障	腕又は脚の訓練ができ	8年	159,200円
	F	害2級以上の身体障	る器具を備えたもの。		
		害児であって、原則と			
		して学齢児以上の者			
	訓練いす	1 下肢又は体幹機能障	原則として付属のテー	5年	33,100円
		害2級以上の身体障	ブルをつけるもの。		
		害児であって、原則と			
		して3歳以上の者			
	チャイルド	1 上肢、下肢又は体幹	機能障害の状態に応	3年	126,000円
	シート	機能障害2級以上の	じ、座位に類似した姿		
		身体障害児	勢を保持する機能を有		
			するもの。		
② 自	入浴補助用	1 下肢又は体幹機能障	入浴時の移動、座位の	8年	90,000円
立	具	害を有する身体障害	保持、浴槽への入水等		
生		者であって、入浴に介	を補助でき、障害者等		
活		助を必要とする者	又は介護者が容易に使		
支		2 下肢又は体幹機能障	用し得るもの。ただし、		
援		害を有する身体障害	設置に当たり住宅改修		
用		児であって、入浴に介	を伴うものを除く。		
具		助を必要とする者で			
		原則として3歳以上			
		の者			
	便器 (手すり	1 下肢又は体幹機能障	障害者等が容易に使用	8年	4,450円
	取付可)	害2級以上の身体障	し得るもの。18歳未		
		害者	満の者については手す		

1				
	2 下肢又は体幹機能障	りつきのもの。ただし、		
	害2級以上の身体障	それぞれ取り替えに当		
	害児であって、原則と	たり住宅改修を伴うも		
	して学齢児以上の者	のを除く。		
頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢若	転倒の衝撃から頭部を	3年	A スポンジ・革が
	しくは体幹機能障害	保護できるもの。		主材料
	を有する身体障害者			12,768円
	であって、転倒等によ			B スポンジ・プラ
	り頭部を強打するお			スチックが主
	それのある者			材料
	2 平衡機能又は下肢若			30,870円
	しくは体幹機能障害			
	を有する身体障害児			
	であって、転倒等によ			
	り頭部を強打するお			
	それのある者			
	3 知的障害児・者であ			
	って、てんかんの発作			
	等により頻繁に転倒			
	する者			
	4 精神障害児・者であ			
	って、てんかんの発作			
	等により頻繁に転倒			
	する者			
T字状・棒	 	歩行時に体を支え、安	3年	木製
のつえ	しくは体幹機能障害	定させるために用いる		2,266円
	を有する身体障害者	もの。		軽金属製
	であって、比較的障害			3,090円
	の程度が軽度であり、			

1	1	1	I	ı ı
	つえの使用により歩			
	行機能が補完される			
	者			
	2 平衡機能又は下肢若			
	しくは体幹機能障害			
	を有する身体障害児			
	であって、比較的障害			
	の程度が軽度であり、			
	つえの使用により歩			
	行機能が補完される			
	者			
移動・移乗支	1 平衡機能又は下肢若	おおむね次のような性	8年	60,000円
援用具	しくは体幹機能に障	能を有する手すり、ス		
	害を有する身体障害	ロープ等であること。		
	者であって、家庭内の	ア 障害者等の身体機		
	移動等において介助	能の状態を十分踏ま		
	を必要とする者	えたものであって、		
	2 平衡機能又は下肢若	必要な強度と安定性		
	しくは体幹機能に障	を有するもの。		
	害を有する身体障害	イ 転倒予防、立ち上		
	児であって、家庭内の	がり動作の補助移乗		
	移動等において介助	動作の補助、段差解		
	を必要とする者であ	消等の用具とする。		
	って、原則として3歳	ただし、設置にあた		
	以上の者	り住宅改修を伴うも		
		のを除く。		
特殊便器	1 上肢障害2級以上の	足踏みペダルにて温水	8年	151,200円
	身体障害者	及び温風を出し得るも		
	2 上肢障害2級以上の	の並びに障害者等を介		

l	1	İ		l İ
	身体障害児であって、	護している者が容易に		
	原則として学齢児以	使用し得るもので温水		
	上の者	及び温風を出し得るも		
	3 重度又は最重度の知	O.		
	的障害児・者で訓練を	ただし、取替えにあた		
	行っても自ら排便後	り住宅改修を伴うもの		
	の処理が困難な者で	を除く。		
	あって、原則として学			
	齢児以上の者			
火災警報器	1 障害等級2級以上の	室内の火災を煙又は熱	8年	15,500円
	身体障害者(火災発生	により感知し、音又は		
	の感知及び避難が著	光を発し屋外にも警報		
	しく困難な障害者の	ブザーでしらせ得るも		
	みの世帯及びこれに	の 。		
	準ずる世帯)			
	2 障害等級2級以上の			
	身体障害児であって			
	火災発生の感知及び			
	避難が著しく困難な			
	者(当該者世帯が単身			
	世帯及びこれに準ず			
	る世帯である場合に			
	限る)			
	3 重度又は最重度の知			
	的障害児・者で火災発			
	生の感知及び避難が			
	著しく困難な者(当該			
	者世帯が単身世帯及			
	びこれに準ずる世帯			

l	ı			1	l I
		である場合に限る)			
		4 精神障害者・児であ			
		って火災発生の感知			
		及び避難が著しく困			
		難な者(当該者世帯が			
		単身世帯及びこれに			
		準ずる世帯である場			
		合に限る)			
	自動消火器	1 上記(火災警報機)	室内温度の異常上昇又	8年	28,700円
		に同じ。	は炎の接触で自動的に		
			消化液を噴射し、初期		
			火災を消火し得るも		
			\mathcal{O}_{\circ}		
	電磁調理器	1 視覚障害2級以上の	視覚障害者及び知的障	6年	41,000円
		身体障害者(視覚障害	害者等が容易に使用し		
		者のみの世帯及びこ	得るもの。		
		れに準ずる世帯)			
		2 重度又は最重度の知			
		的障害児・者であっ			
		て、18歳以上の者			
	歩行時間延	1 視覚障害2級以上の	視覚障害者が容易に使	10年	7,000円
	長信号機用	身体障害者	用し得るもの。		
	小型送信機	2 視覚障害2級以上の			
		身体障害児であって、			
		原則として学齢児以			
		上の者			
	聴覚障害者	1 聴覚障害2級の身体	音声等を視覚、触覚等	10年	87,400円
	用屋内信号	障害者 (聴覚障害者の	により知覚できるも		
	装置	みの世帯及びこれに	の。		

1 1				
	準ずる世帯で、日常生			
	活上必要と認められ			
	る世帯)			
会議用拡聴	1 原則として学齢児以	話し手の発信内容を伝	6年	38,200円
器	上の身体障害児・者で	える機能をもつもの		
	あって聴覚障害4級	で、障害者等が容易に		
	以上の者	使用し得るもの。		
視覚障害が	1 視覚障害を有する身	音声による目的物(位	5年	56,000円
い者用誘導	体障害者であって、音	置)等の確認が可能と		
装置	声による誘導を必要	なるもの。		
	する者			
	2 視覚障害を有する身			
	体障害児であって、音			
	声による誘導を必要			
	とし、原則として学齢			
	児以上である者			
携帯用信号	1 聴覚障害を有する身	送信機と受信機を1組	5年	18,000円
装置	体障害者であって、視	とし、送信機による合		
	覚・触覚によらなけれ	図(呼出し)が触覚等		
	ば呼び出し等に応じ	により知覚できるもの		
	ることができない者	で、携帯可能なもの。		
	2 聴覚障害を有する身			
	体障害児で、視覚・触			
	覚によらなければ呼			
	び出し等に応じるこ			
	とができない者であ			
	って、原則として学齢			
	児以上の者			
トイレチェ	1 頚髄損傷等により通	いす様の形状をし、座	5年	81,000円

ĺ					
	アー	常の便座上で座位を	位を保ったまま排便が		
		保てない身体障害者	可能なもの。		
		2 頚髄損傷等により通			
		常の便座上で座位を			
		保てない身体障害児			
	車椅子用段	1 常時車椅子を使用す	地面と屋内床面の高低	10年	260,000円
	差昇降機	る身体障害者	差が1m程度の場合で		
		2 常時車椅子を使用す	あって、車椅子に乗っ		
		る身体障害児	たままの状態で昇降が		
			可能なもの。		
③ 在	透析液加温	1 腎臟機能障害3級以	透析液を加温し、一定	5年	51,500円
宅	器	上の身体障害者で自	の温度に保つもの。		
療		己連続携行式腹膜灌			
養		流法(CAPD)による透			
等		析療法を行う者			
支		2 腎臟機能障害3級以			
援		上の身体障害児であ			
用		って、原則として3歳			
具		以上の者			
	ネブライザ	1 呼吸器機能障害3級	障害者等が容易に使用	5年	36,000円
	_	以上又は同程度の身	し得るもの。		ネブライザーと電
		体障害者であって、必			気式たん吸引器、
		要と認められる者			両方の機能が一体
		2 呼吸器機能障害3級			となった機器の基
		以上又は同程度の身			準額は、各基準額
		体障害児であって、必			の合算額とし、各
		要と認められる者で			1件と計上する。
		原則として学齢児以			
		上の者			

1			I	
電気式たん	1 上記(ネブライザー	障害者等が容易に使用	5年	56,400円
吸引器	に同じ)	し得るもの。		ネブライザーと電
				気式たん吸引器、
				両方の機能が一体
				となった機器の基
				準額は、各基準額
				の合算額とし、各
				1件と計上する。
酸素ボンベ	1 医療保険における在	障害者等が容易に使用	10年	17,000円
運搬車	宅酸素療法を行う身	し得るもの。		
	体障害者			
動脈血中酸	1 呼吸器機能障害3級	呼吸状態を継続的にモ	5年	157,500円
素飽和測定	以上又は同程度の身	ニタリングすることが		
器(パルスオ	体障害者であって、人	可能な機能を有し、障		
キシメータ	工呼吸器の装着を必	害者等が容易に使用し		
—)	要とする者、医療保険	得るもの。		
	における在宅酸素療			
	法を行っている者又			
	は医師により必要と			
	認められた者			
	(医師の証明書が必			
	要)			
視覚障害者	1 視覚障害2級以上の	視覚障害者等が容易に	5年	9,000円
用体温計(音	身体障害者(視覚障害	使用し得るもの。		
声式)	者のみの世帯及びこ			
	れに準ずる世帯)			
	2 視覚障害2級以上の			
	身体障害児であって			
	原則として学齢児以			

		上の者(当該児の世帯			
		が単身世帯及びこれ			
		に準ずる世帯である			
		場合に限る)			
	視覚障害者	1 視覚障害2級以上の		5年	18,000円
	用体重計	身体障害者(視覚障害			
		者のみの世帯及びこ			
		れに準ずる世帯)			
④ 情	携帯用会話	1 音声機能若しくは言	携帯式で、言葉を音声	5年	98,800円
報	補助装置	語機能障害者又は肢	又は文章に変換する機		
		体不自由者であって、	能を有し、障害者等が		
意		発生・発語に著しい障	容易に使用し得るも		
思		害を有する身体障害	の。		
疎		者			
通		2 音声機能若しくは言			
支		語機能障害児又は肢			
援		体不自由児で、発声・			
用		発語に著しい障害を			
具		有する身体障害児で			
		あって原則として学			
		齢児以上の者			
	情報・通信支	1 視覚障害2級以上若	視覚障害者において	5年	66,000円
	援用具	しくは上肢障害2級	は、視覚障害者用ワー		
		以上を有する身体障	プロアプリケーション		
		害者であって、情報機	ソフト、画面拡大ソフ		
		器 (パーソナルコンピ	ト、画面音声化ソフト		
		ューター)の使用によ	等、上肢不自由者にお		
		り、社会参加が見込ま	いては、インテリキ		
		れる者	ー・ジョイスティック		

1	İ			İ	l I
		2 視覚障害2級以上若	等		
		しくは上肢障害2級			
		以上を有する身体障			
		害児であって、情報機			
		器 (パーソナルコンピ			
		ューター)の使用によ			
		り、社会参加が見込ま			
		れる者で原則として			
		学齢児以上の者			
	点字ディス	1 視覚障害及び聴覚障	文字等のコンピュータ	6年	383,500円
	プレイ	害の重度重複障害者	ーの画面情報を点字等		
		である身体障害者(原	により示すことのでき		
		則として視覚障害2	るもの。		
		級以上かつ聴覚障害			
		2級) で必要と認めら			
		れる者			
	点字器	1 視覚障害を有する身	触覚で識別できる凸点	標準型:	* 1
		体障害者	を組み合わせて構成さ	7年	標準型A:
		2 視覚障害を有する身	れる点字を打つための	携帯用:	10,712円
		体障害児であって、原	用具	5年	標準型:B
		則として学齢児以上			6,798円
		の者			携帯用A:
					7,416円
					携帯用B:
					1,699円
	点字タイプ	1 視覚障害2級以上の	視覚障害者等が容易に	5年	63,100円
	ライター	身体障がい者(本人が	使用し得るもの。		
		就労若しくは就学し			
		ているか又は就労が			

	見込まれる者に限る)			
	2 視覚障害2級以上の			
	身体障害児で原則と			
	して就学若しくは就			
	労しているか又は就			
	労が見込まれる者			
視覚障害者	1 視覚障害2級以上の	①音声等により操作ボ	6年	①録音再生機
用ポータブ	身体障害者	タンが知覚又は認識		85,000円
ルレコーダ	2 視覚障害2級以上の	でき、DAISY方式によ		②再生専用機
l	身体障害児であって	る録音並びに当該方		48,000円
	原則として学齢児以	式により記録された		③ICレコーダー
	上の者	図書の再生が可能な		20,000円
		製品であって、視覚		
		障害者等が容易に使		
		用し得るもの。		
		②音声等により操作ボ		
		タンが知覚又は認識		
		でき、DAISY方式によ		
		り記録された図書の		
		再生が可能な製品で		
		あって、視覚障害者		
		等が容易に使用し得		
		るもの。		
		③視覚障害者等が容易		
		に使用し得るICレコ		
		ーダー		
視覚障害者	1 視覚障害2級以上の	文字情報と同一紙面上	6年	文字情報を読み取
用活字文書	身体障害者	に記載された当該文字		るもの
読上げ装置	2 視覚障害2級以上の	情報を暗号化した情報		198,000円

	児であってを読	み取り、音声信号		SPコード等を読み
原則とし	. "			いっ じずを訛み
	て学齢児以 に変	換して出力する機		取るもの
上の者	能を	有するもので、視		99,800円
	覚障	害者等が容易に使		
	用し	得るもの		
視覚障害者 1 視覚障	害を有する身 視力	に障害を有する者	8年	198,000円
用拡大読書体障害者	であって、本の情	報の入手を容易に		
器 装置によ	り文字等をする	製品であって、文		
読むこと	が可能にな 字等	を撮像し、モニタ		
る者	一画	面に拡大して映し		
2 視覚障	害を有する身 出す	ための映像信号に		
体障害児	で、本装置に 変換	して出力する機能		
より文字	等を読むこ を有	するもの。		
とが可能	になる者で			
あって、)	原則として学			
齢児以上	の者			
視覚障害者 1 視覚障	害2級以上の 視覚	障害者等が容易に	10年	触読
用時計 身体障が	い者 使用	し得るもの。		10,300円
				音声
				13,300円
地上デジタ 1 視覚障害	害2級以上の 視覚	障害者等が容易に	5年	29,000円
ル放送対応 身体障害	者使用	し得るもの。		
ラジオ 2 視覚障害	害2級以上の			
身体障害	児であって、			
原則とし	て学齢児以			
上の者				
聴覚障害者 1 聴覚障	害又は発声・ 一般	の電話に接続する	5年	71,000円
用通信装置発語に著	しい障害をしこと	ができ、音声の代		
有する身	体障害者でしわり	に、文字等により		

1	1			I	1
		あって、コミュニケー	通信が可能な機器であ		
		ション、緊急連絡時の	り、障害者が容易に使		
		手段として必要と認	用できるもの。(FAX又		
		められる者	はテレビ電話)		
	4	2 聴覚障害又は発声・			
		発語に著しい障害を			
		有する身体障害児で			
		あって、コミュニケー			
		ション、緊急連絡時の			
		手段として必要と認			
		められる者で、原則と			
		して学齢児以上の者			
聴覚障	害者	1 聴覚障害を有する身	字幕及び手話通訳付き	6年	88,900円
用情報	受信	体障害者であって、本	の聴覚障害者用番組並		
装置		装置によりテレビの	びにテレビ番組に字幕		
		視聴が可能になる者	及び手話通訳の映像を		
	4	2 聴覚障害を有する身	合成したものを画面に		
		体障害児であって、本	出力する機能を有し、		
		装置によりテレビの	かつ、災害時の聴覚障		
		視聴が可能になる者	害者向け緊急信号を受		
			信するもので、聴覚障		
			害者が容易に使用し得		
			るもの。		
人工咽頭		1 音声・言語機能障害	咽頭を全摘出したこと	4年	笛式
		を有する身体障害	などにより音声機能を		5, 150円
		者・児であって、咽頭	喪失した者に対して用	5年	電動式
		摘出したこと等によ	いられる代用音声の用		72,203円
		り、音声機能を喪失し	具	_	埋込型用人工鼻
		た者 (埋込型用人工鼻			23,100円

					(= 1=)
		については、常時埋込			(月額)
		型の人工咽頭を使用			
		する者に限る。)			
	文字放送ラ	1 聴覚障害を有する身	FM文字多重放送の受信	5年	23,000円
	ジオ	体障害者であって、文	が可能なもの。		
		字による情報を必要			
		とする者			
		2 聴覚障害を有する身			
		体障害児であって、文			
		字による情報を必要			
		とする者で原則とし			
		て学齢児以上の者			
	点字図書	宮代町点字図書給付事業	点字により作成された	_	_
		実施要綱による	図書		
⑤ 排	ストマ用装	1 腸管の切除又は膀胱	大腸や膀胱、食道の切	_	月額
泄	具 (ストマ用	の切除によって、肛門	除により人工肛門又は		ストマ
管	品、洗腸用	からの排便若しくは	人工膀胱、食道瘻を造		(消化器系)
理	具)	膀胱からの排尿が困	設した者が身体に装着		8,858円
支		難となり、腹部に人工	して排泄物をためる用		ストマ
援		肛門又は人工膀胱を	具		(尿路系)
用		設け、排泄を行ってい			11,639円
具		る者			その他
		2 腸管の切除又は膀胱			12,000円
		の切除によって、肛門			
		からの排便若しくは			
		膀胱からの排尿が困			
		難となり腹部に人工			
		肛門又は人工膀胱を			
		設け、排泄を行ってい			

ı				
	る児童			
	3 食道の切除によっ			
	て、食事の摂取及び唾			
	液の排泄が困難とな			
	り、頸部に食道瘻を設			
	け排泄を行っている			
	者			
紙おむつ等	1 先天性疾患に起因す		_	月額
(紙おむつ、	る高度の排便機能障			12,0
サラシ、ガー	害者、高度の排尿機能			
ゼ等衛生用	障害者若しくは肢体			
品)	の運動機能障害を有			
	し、紙おむつ等の用具			
	類を必要とする障害			
	者			
	2 先天性疾患に起因す			
	る高度の排便機能障			
	害児、高度の排尿機能			
	障害児若しくは肢体			
	の運動機能障害を有			
	し、紙おむつ等の用具			
	類を必要とする障害			
	児			
	3 治療によって軽快の			
	見込みのないストー			
	マ周辺の皮膚の著し			
	いびらん又はストー			
	マの変形のためスト			
	ーマ用装具を装着で			

		きず、紙おむつ等の用		
		具類を必要とする障		
		害者・児		
	収尿器	1 脊髄損傷等による排 排尿を自分の)意志でコ 1年 男性用	
		尿機能障害を有する ントロールす	-ることが 普通型	
		身体障害者であって、できず、常時	5	1 円
		排尿を自分の意志でにある者の収	7尿のため 男性用	
		調節することが困難の用具	簡易型	
		なため、常時失禁が生	5, 87	1 円
		じているために収尿	女性用	
		器を必要とする者	普通型	
		2 脊髄損傷等による排	8, 75	5 円
		尿機能障害を有する	女性用	
		身体障害児であって、	簡易型	
		排尿を自分の意志で	6, 07	7円
		調節することが困難		
		なため、常時失禁が生		
		じているために収尿		
		器を必要とする者		
⑥ 住	居宅生活動	1 下肢、体幹機能障害 障害者等の移	多動等を円 - 200,00	0円
宅	作補助要具	又は乳幼児以前の非 滑にする用具	で設置に	
改	(住宅改修)	進行性の脳病変によ 小規模な住宅	三改修を伴 一	
修		る運動機能障害(移動 うもの。		
費		機能障害に限る)を有		
		する身体障害者であ		
		って障害等級3級以		
		上の者(ただし、特殊		
		便器への取替えをす		
		る場合は上肢機能障		

害2級以上の者)
2 下肢、体幹機能障害
又は乳幼児以前の非
進行性の脳病変によ
る運動機能障害(移動
機能障害に限る)を有
する学齢児以上の身
体障害児であって障
害等級3級以上の者
(ただし、特殊便器へ
の取替えをする場合
は上肢機能障害2級
以上の者)
(給付要件)
給付対象者が現に居住す
る住宅について行われる
もの(借家の場合は家主
の承諾を必要とする。)
であり、身体及び住宅の
状況等を勘案して町長が
必要と認める場合に給付
する。
(給付対象となる工事
等)
①手すりの取付け
②床段差の解消
③滑り防止及び移動の円
滑化等のための床材
の変更

1	
	④引き戸等への扉の取替
	え
	⑤洋式便器等への便器の
	取替え
	⑥その他上記の改修に付
	帯して必要となる住
	宅改修工事
	(給付の限度)
	住宅改修費の給付は1人
	原則として1回とする。
	ただし、居宅を変更した
	場合は、この限りではな
	۷٬ _°

* 1

標準型A:32マス18行、両面書、真鍮板製

標準型B:32マス18行、両面書、プラスチック製

携帯用A: 32マス4行、片面書、アルミニウム製

携帯用B:32マス12行、片面書、プラスチック製